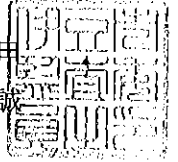


伊豆市監査委員 告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 23 日

伊豆市監査委員 渡邊 光由
伊豆市監査委員 杉山 誠



記

1. 監査の期日 令和 2 年 9 月 10 日 (木)

2. 監査の対象

建設部：上下水道課土肥地区上水道資器材貯蔵品倉庫

3. 監査の方法

提出された貯蔵品棚卸表に基づき、担当課の説明を受け現地確認を実施した。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、棚卸資産は適正に管理されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

上水道資器材たな卸資産監査については、たな卸資産の受払いが適正に処理されているか否かを念頭に、土肥地区の資材倉庫にて説明聴取並びに、貯蔵品棚卸表に基づき、突合調査を実施した結果、貯蔵品倉庫の保管・管理状況は良好であり、棚卸表と在庫数量に差異はなく、棚卸資産は適正に管理されていると認められた。